

H 2 2 . 3 . 1 8 原案可決

和議第 1 0 7 号

シーシェパードによる調査捕鯨妨害活動に対する 適切な措置を求める意見書

和歌山県では、江戸時代に全国に先駆けて組織的な捕鯨が始まり、400年以上の伝統があり、現在も小型捕鯨業、小型鯨類追込網漁業等が営まれており、伝統的な鯨に関する文化・食文化は健在である。

1982年、商業捕鯨モラトリアム（一時停止）が、鯨類資源に関する科学的知見の不確実性を理由に、国際捕鯨委員会（IWC）で可決し導入され、1986年からは、大型鯨類を対象とする商業捕鯨が全面禁止されたままである。

わが国は、国際捕鯨取締条約第8条の規定により各国固有の権利として認められている調査捕鯨については、科学的データを蓄積し、この不確実性を履すために資源量の豊かなミンククジラを対象に、1987年から南極海で、次いで1994年から北西太平洋でも実施しており、その結果は、IWC科学委員会でも高く評価されている。

近年、南極海における米国の反捕鯨団体「シーシェパード」による調査妨害行為は過激さを増し、本年2月には、殺傷能力のある器具などを使用し、日本の調査船の乗組員に負傷者がでるなど、まさしく海上におけるテロ行為と言っても過言ではない状況となっている。

また、2009年6月のIWCマデイラ（ポルトガル）年次会合においても、約30カ国がシーシェパードの暴力行為を非難し、船籍国などに対応を要請したところである。

なお、2003年に和歌山県太地町においても、シーシェパードのメンバー数名が仕切り網を切るなど小型鯨類追込網漁業の操業を妨害し、警察に逮捕された経緯がある。

よって、国におかれては、シーシェパードの暴力的な妨害行為を断固として排除し安全に調査捕鯨が実施されるよう、関係国と連携を強め対策を講じるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月18日

様

和歌山県議会議長 富安 民浩

(意見書提出先)
衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
警察庁長官
外務大臣
農林水産大臣
水産庁長官

国土交通大臣
海上保安庁長官